

地方消費税率引上げ分における使途の明確化について

平成 26 年 4 月 1 日より消費税及び地方消費税の税率を引き上げるとともに、引上げ分の消費税及び地方消費税について、社会保障 4 経費（※1）に充てることとされた法律（※2）が制定されました。

引き上げ後の消費税率 10%のうち、地方消費税率は 2.2%となっており、このうち 1/2 が市町村に交付されております。本町では、令和 8 年度当初予算における地方消費税率分を 6 千 8 百万円と見込み、以下の事業に充当することとしています。

【歳入】地方消費税交付金（社会保障財源分） 68,000 千円

【歳出】社会保障 4 経費その他社会保障施策に要する経費（一般財源） 184,784 千円

＜社会保障 4 経費その他社会保障施策に要する経費＞

（単位：千円）

区 分	事 業 名	事 業 費 (※3)	財 源 内 訳		
			特 定 財 源	一 般 財 源	
					うち消費税率 引上げ増収分
社 会 福 祉	障 害 者 福 祉 事 業	214,206	151,596	62,610	68,000
	高 齢 者 福 祉 事 業	12,004	116	11,888	
	児 童 福 祉 事 業	99,982	74,963	25,019	
	母 子 福 祉 事 業	5,537	144	5,393	
	小 計	331,729	226,819	104,910	
社会保険	国民健康保険事業	42,286	20,785	21,501	
	後期高齢者医療事業	28,075	21,056	7,019	
	小 計	70,361	41,841	28,520	
保 健 衛 生	高齢者等医療事業	36,904	8,693	28,211	
	疾病予防対策事業	24,289	1,146	23,143	
	小 計	61,193	9,839	51,354	
合 計		463,283	278,499	184,784	68,000

※1 消費税法第 1 条第 2 項に規定する経費であり、制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費のこと

※2 「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税及び地方交付税法の一部を改正する等の法律」

※3 事務費や事務職員の人件費を除く